

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和28年11月1日にA社に入社し、平成4年12月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、事業主の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日にA社C事務所から同社B事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社B事業所は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかしながら、A社は法人であり、オンライン記録によれば、同社B事業所の新規適用時には250人を超える従業員がいたことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、申立人は、同事業所において、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が異動したA社B事業所は、昭和38年3月16日に組織変更により新設されたものであるが、その際、同社B事業所の厚生年金保険の適用事業所としての社会保険事務所への届出が遅れ、その結果、申立人の厚生年金保険の資格取得届の提出も遅れたものと回答しており、申立期間において社会保険事務所の適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、オンライン記録どおり、同社B事業所における資格取得日を同年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については、父が加入手続を行い、昭和 50 年 3 月から 58 年 9 月までの期間、父が国民年金保険料を納付していたはずである。

また、昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの期間については、第一子が誕生した直後に、妻が市役所支所で児童手当の受給手続きを行った際、担当者から国民年金保険料を納付していなければ児童手当を支給することはできない旨の説明を受けたので、国民年金保険料の納付手続きを行ったはずである。

その後、児童手当を受給することができたことから、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 50 年 3 月から 58 年 9 月までの期間は申立人の父が、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間は申立人の妻が納付していたと述べている。

しかしながら、A 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿及び昭和 61 年 6 月分の国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 6 月頃に夫婦連番で払い出されたと認められ、この時点で申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続を行い、申立期間のうち昭和 50 年 3 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、

既に亡くなっている上、同年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、納付方法や納付金額についての記憶が定かではないことから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人は、第一子が誕生した直後に、児童手当を受給するため国民年金保険料を納付した旨述べているところ、児童手当法において、第一子が支給対象となった時期は平成 4 年 1 月以降である上、A 市は、「児童手当は、国民年金保険料納付の有無にかかわらず支給されるものであり、児童手当の申請手続の際に、市の窓口において国民年金の加入勧奨は行っていない。」と回答している。

加えて、申立期間は 133 か月と長期間である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 795 (事案 785 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から同年 10 月まで

私は、平成 13 年 7 月頃に A 社会保険事務所(当時)の 2 階一番奥の窓口で、申立期間の国民年金保険料として 7 万円を男性職員に納付したにもかかわらず、未納となっていることに納付できないので記録を訂正してほしいと年金記録確認の申立てを行ったところ、24 年 6 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料として、国民年金保険料を納付したことを記載していた当時の日記を見つけたので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「平成 13 年 7 月頃に A 社会保険事務所の 2 階一番奥の窓口において、申立期間の国民年金保険料として 7 万円を男性職員に納付した。」と述べているところ、i) 前納制度は、当該年度の一定期間の保険料を前もって一括して納付する制度であり、翌々年度となる平成 15 年度分の保険料を納付することはできないこと、ii) 申立期間の保険料合計金額と申立人が納付したと主張する金額が相違していること、iii) 当時、社会保険事務所の国民年金課の窓口は 1 階であり、申立人が納付したとする男性職員も特定することができなかったこと、iv) 申立人が経営する会社は、平成 13 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同社に係る不納欠損処理関係資料及び申立人の配偶者に係る国民年金保険料の納付状況等から、当時の申立人の生活状況が大きく変化していたことがうかがわれること、v) ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 6 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が

行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として日記を提出し、当該日記に国民年金保険料を納付したことが記載されていると主張している。

しかし、当該日記を確認したところ、平成13年7月12日、同年7月17日及び同年7月18日に「年金事務所」又は「年金事務所支払う」等の記載が合計4箇所確認できるものの、「年金事務所」の名称は、日本年金機構が発足した22年1月1日以降に使用されたもので、当時は「社会保険事務所」であったことから、年金事務所に対して国民年金保険料を納付したとする記載内容は不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料として7万円を納付したと主張しているものの、当該日記に、納付したとされる金額についての記載は確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。